

令和4年8月31日

保護者 各位

北中城村立北中城中学校
校長 照屋 心一郎
【 公印省略 】

台風(暴風)発生時等の生徒の登校等について(お知らせ)

現在猛烈な台風11号は、31日(水)午前6時現在、南大東島の北北西約40キロにあって、時速30キロで西南西に進んでいます。その後、沖縄の南でほとんど停滞する見込みで長時間、台風の影響を受けるおそれがありますので下記の確認をよろしくお願い致します。

生徒の安全確保の面から警報・特別警報に応じて、状況によっては臨時休業等の措置を行いますので、台風情報等には十分気を配り対応をお願いします。

このお知らせは、今後の台風時の対応確認の為、ご家庭に掲示してご活用下さい。

記

1 「暴風警報」「暴風特別警報」「大雨特別警報」が発令された場合、学校は「臨時休業」です。

暴風(台風)時における学校の臨時休業については、原則として「暴風警報」「暴風特別警報」「大雨特別警報」が発令され、事故発生が予想される場合、事故の未然防止の為に学校長が臨時休業を決定するものです。沖縄県教育委員会がテレビやラジオ・Web サイト等を活用して「警報・特別警報」の発令、臨時休校を伝えます。テレビやラジオ等からの情報にご注意下さい。

2 「暴風(特別)警報等」が解除になった場合は、解除時間によって以下の通りとなります。

○本島中南部地域に暴風警報が発令されると、学校は臨時休校になります。

「登校」「休校」の判断基準

①午前7時までに「解除」の場合⇒通常通り登校します(給食あり)

※時間割は当日の内容

②午前7時以降「解除」の場合⇒登校しません(学校は休校となります。)

3 登校後に、暴風警報が発令された場合

①登校後、暴風警報が発令された、又は、教育委員会が発令される見込みであると判断した場合、下校となります。保護者のお迎え等の対応をお願いします。

②学校メーリング(めるぼん)、学校ホームページ等でお知らせします。ご確認よろしくお願い致します。

4 家庭において

臨時休業になった場合には、家庭学習等に取り組みして下さい。生徒が外を出歩く、海岸や用水路等に近づくななどの危険な行為がないようご家庭でのご指導よろしくお願い致します。